

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長

今夏の災害を踏まえた情報伝達体制の強化について(通知)

標記について、消防庁においては、これまで地方公共団体における住民への情報伝達体制の強化を推進してきたところです。しかしながら、今夏においては、7月の島根県及び山口県の豪雨や、10月の台風第18号及び第26号をはじめとして全国的に大きな被害をもたらす災害が発生し、住民に対する防災情報伝達体制について様々な課題が指摘されたところです。

今夏の災害を教訓とし、住民に避難指示・避難勧告や気象情報等の災害情報が迅速かつ確実に伝わるよう、情報伝達体制を万全なものにしていくため、今般、消防庁において、下記のとおり、地方公共団体が早急に取り組むべき項目をとりまとめました。

貴職におかれましては、貴庁内と貴都道府県内の市町村へ本通知及びその内容について周知徹底を図っていただき、人命の安全の確保のため、情報伝達体制の更なる強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 特別警報の伝達について

台風第18号の際、福井県、滋賀県及び京都府の自治体に特別警報が出されたが、各市町村において、市町村防災行政無線（同報系）等により、住民への周知措置がなされたところである。

しかしながら、一部の市町村においては、気象業務法の改正（気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成25年法律第23号））により特別警報の住民への伝達が義務づけられているにも関わらず、周知を行わなかった例や、迅速な伝達がなされなかった例が見受けられた。また、周知措置がなされた市町村であっても、伝達方法がホームページや登録制メールによる周知のみに留まるものもあり、必ずしも地域の全ての住民に対する周知が徹底されていない例も見受けられた。

特別警報は、重大な災害が切迫しており、住民は直ちに命を守る行動を取る必要がある場合に発出される情報であり、気象業務法で市町村から住民への伝達が義務づけられていることから、今後は、迅速かつ確実に全ての住民へ特別警報が伝達されるよう、特別警報発令後、あらゆる手段を用い、住民へ迅速に伝達すること。

2 土砂災害警戒情報等の気象情報の伝達について

台風第26号の際、土砂災害が起こる前日15日の夕刻に土砂災害警戒情報等が発表されていたにもかかわらず、東京都大島町においては事前の住民への情報提供は、台風への注意喚起を促したのみであった。また、台風第18号の際に、土砂災害警戒情報が発令されたが、一部の市町村で当該情報を地域住民に伝達していなかった。

土砂災害警戒情報や洪水情報等大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報については、時機を失することなく事前に住民に情報提供すること。また、避難勧告・避難指示等の発令基準等については、別途通知予定であることを申し添える。

なお、気象情報等の伝達については、台風第18号が上陸した際、事前の情報提供や迅速な避難勧告等の発令により、住民の迅速な避難等につながった事例について別紙1にまとめたので、参考にされたい。

3 情報伝達手段の試験・点検及び訓練の徹底について

各自治体において、各種情報伝達手段の整備、運用がなされているところであるが、実際の災害の際に子局や端末まで作動していない例が多数見受けられる。また、平成25年9月11日に実施された全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉伝達訓練においても、Jアラート接続先の市町村防災行政無線（同報系）等での不具合等が多数見受けられたところである。不具合の原因については、機器の接触不良、プログラムの設定誤り、子局の電波受信状態の不良、子局、端末の電圧低下等、日常的な点検を徹底することで改善が図れることが大半であった。

そこで、市町村防災行政無線（同報系）等の各情報伝達機器の設定及び動作状況、非常用電源、設備の耐震性等については、定期的に点検を実施し、常に情報伝達手段が確実に機能するよう努めること。

4 地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化・多様化の推進について

住民が避難指示・避難勧告等の災害情報を確実に受け取ることができるためには、地域の実情に応じて情報伝達手段の多重化・多様化を推進し、情報伝達に関する万全な体制を構築するため、特に次の点に留意しつつ、情報伝達手段の整備を推進すること。

（1）緊急速報メールの活用の徹底について

緊急速報メールは、特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く迅速に文字情報を伝達できることから、災害情報の伝達手段として極めて効果的である。特に複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能となる。

緊急速報メールの活用に当たっては財政的な負担がなく、また「集中豪雨時等における避難勧告等の発令・伝達について（通知）」（平成25年8月1日消防災第305号）により、既にその活用について通知しているところ、未だ活用していない市町村については、直ちに通信事業者と契約を締結し、活用を徹底すること。なお、「市区町村

における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況等及び災害情報伝達手段の整備状況について（照会）」（平成 25 年 10 月 7 日消防災第 367 号・消防情第 241 号）により、全国における緊急速報メールの活用状況について調査しているところ、未だ通信事業者と契約を締結していない市町村にあっては、個別に指導することも検討しているところであることを申し添える。

（２）防災行政無線（同報系）の戸別受信機等の設置の推進について

防災行政無線（同報系）は、地域住民に災害情報を迅速かつ確実に伝達するために有効であるが、今夏の風水害の際には、屋外拡声子局による音声、豪雨等の周囲の音の大きさにより十分に伝わらない例が多数見受けられた。

そこで、必要に応じ、戸別受信機等各戸別に災害情報を受信できる機器を整備することが有効である。特に障害者世帯、高齢者世帯や土砂災害警戒地域にある世帯については、戸別受信機等の設置について検討すること。

（３）公共情報コモンズ[※]の活用について

地方公共団体から住民に対して災害情報を伝達する際に、放送局と連携し、テレビ・ラジオ等のメディアを活用することは非常に有効である。

公共情報コモンズは地方公共団体等が発信する災害情報を、テレビ・ラジオ等に一齐に配信できることから、住民への災害情報の伝達に非常に有効であるため、市町村及び都道府県はこれを活用すること。なお、テレビ局、ラジオ局については、県単位の放送対象地域となっているものが多いことから、市町村が発令した災害情報を都道府県がとりまとめた上で公共情報コモンズを活用できるよう、運用体制を構築する必要がある。

※ 公共情報コモンズとは、災害情報を発信する地方公共団体等とテレビ・ラジオ等の多様なメディアを繋げる情報基盤であり、現在、宮城県やその県下の市町村をはじめとした一部の地方公共団体において活用されている。

（４）その他

これらのほか、市町村においては、別紙 2「地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化・多様化の推進について」の考え方を基本方針として、項目に沿った取組の推進を図ること。

（連絡先）

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：鳥枝補佐、吉村係長、元山、濱

電話：03-5253-7526

FAX：03-5253-7536

平成 25 年台風 18 号が上陸した際の災害情報伝達がスムーズだった市町村

【A市】

| 避難準備情報等 | | 避難勧告 | | 特別警報 | | 避難指示 | |
|-------------------------------------|---|---------------------|---|---|---|---------------------|---|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/15 23:06 より順次 河川洪水情報 (市内全域) | 市町村防災行政無線、登録制メール、消防団等による広報、ホームページ | | | | | | |
| 9/16 1:00 避難準備情報 (A川流域) | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、消防団等による広報、ホームページ | 9/16 2:00 (A川流域) | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、消防団等による広報、ホームページ | 特別警報の発表を受け、災害対策会議を開き、避難指示を発表 | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、消防団等による広報、ホームページ | 9/16 5:40 (市内全域) | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、消防団等による広報、ホームページ |
| 9/16 1:30 土砂災害警戒情報 (市内全域) | | | | 府から 9/16 5:06 に大雨特別警報を緊急速報メール、登録制メールで発信 | | | |

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、住民への情報伝達は行わず。

【B市】

| 避難準備情報等 | | 避難指示 | | 特別警報 | |
|------------------------------------|--|--|--|----------------------------------|--|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/16 2:00 より順次 (B川流域) 河川洪水情報 | 市町村防災行政無線、コミュニティFM、IP告知、登録制メール、ホームページ、消防団による広報 | | | | |
| 9/16 2:00 (C町等) 避難準備情報 | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM、IP告知、登録制メール、ホームページ、消防団による広報 | 9/16 3:50 (C町等) 5:30 (C町等追加111世帯) | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM、IP告知、登録制メール、ホームページ、消防団による広報 | 9/16 5:06 | 市町村防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM、IP告知、登録制メール、ホームページ、消防団による広報 |
| 9/16 5:06 (市内全域) 土砂災害警戒情報 | | | | 府から 9/16 5:05 に大雨特別警報を緊急速報メールで発信 | |

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、9/15 19:15 より随時伝達。

【C市】

| 避難準備情報等 | | 避難勧告 | | 特別警報 | |
|---|--|--|--|-----------|--|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/15 22:10 (市内全域) 土砂災害警戒情報 | 市町村防災行政無線、 コミュニティFM、 ケーブルテレビ、 ホームページ、 Facebook | 9/15 22:30 (H区等) 9/16 2:00 (I区) | 市町村防災行政無線、 コミュニティFM、 ケーブルテレビ、 ホームページ、 Facebook | 9/16 6:00 | 市町村防災行政無線、 コミュニティFM、 ケーブルテレビ、 ホームページ、 Facebook |
| 9/15 22:10 より順次 (D川、E川、F流域) 河川 洪水情報 | | | | | |
| 9/15 22:10 (G区等 15 地区) 避難準備情報 | | | | | |

府から 9/16 5:05 に大雨特別警報を緊急速報メールで発信

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、9/15 19:15 より随時伝達。

【J市】

| 避難準備情報等 | | 避難勧告 | | 特別警報 | |
|----------------------------------|----------------------|--|-------------------------------|-----------|-------------------|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/15 21:13 (市内全域) 土砂災害警戒情報 | 市町村防災行政無線、 登録制メール | 9/16 1:30 (L地区) 5:30 (M地区) 6:30 (N地区) 7:10 (O地区) 9:10 (P川水域全域) | 緊急速報メール 登録制メール 消防団による広報 | 9/16 8:18 | 緊急速報メール 登録制メール |
| 9/15 22:00 (K川流域) 避難準備情報 | | | | | |

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、9/15 18:48 より随時伝達。

【Q市】

| 避難準備情報等 | | 特別警報 | | 避難勧告 | |
|--------------------------------------|--|-----------|--|---|--|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/16 1:45より順次 (R川流域) 河川洪水情報 | ケーブテレビ 登録制メール ホームページ | 9/16 5:10 | 緊急速報メール、 ケーブテレビ、 コミュニティFM、 登録制メール、 ホームページ、 消防団等による広報車 | 9/16 5:25 (R川右岸地区) 6:40 (S地区) 7:00 (R川右岸地区) 8:35 (R川流域) 8:50 (市内全域) | 緊急速報メール、 ケーブテレビ、 コミュニティFM、 登録制メール、 ホームページ、 消防団等による広報車 |
| 9/16 3:06 (市内全域) 土砂災害警戒情報 | ケーブテレビ 登録制メール ホームページ | | | | |
| 9/16 4:15 (R川流域) 避難準備情報 | 緊急速報メール、ケーブテレビ、 コミュニティFM、登録制メール、 ホームページ、 消防団等による広報車 | | | | |

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、9/15 20:28より随時伝達。

【T町】

| 避難準備情報等 | | 避難勧告 | | 特別警報 | |
|-----------------------------|--------------------|---------------------|---|-----------|---|
| 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 | 日時 | 伝達手段 |
| 9/16 1:50 (U川) 河川洪水情報 | 市町村防災行政無線、 IP告知 | 9/16 1:50 (U川流域) | 市町村防災行政無線、 緊急速報メール、 IP告知、 ホームページ | 9/16 5:25 | 市町村防災行政無線、 緊急速報メール、 IP告知、 ホームページ |
| | | | | | |

○大雨警報等気象庁から発表される警報については、住民への情報伝達を行わず。

地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化・多様化の推進について

住民が避難指示・避難勧告等の災害情報を確実に受け取ることができるためには、各市町村が地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を推進し、情報伝達に関する万全な体制を構築する必要がある。市町村においては、以上の考え方を基本方針として、次の項目に沿った取組の推進を図ること。

1 基本方針

(1) 起こりうる災害の把握

様々な災害は日本全国どこでも起き得るものであるため、警戒を怠るべきものではないが、災害情報伝達手段の整備にあたっては、地域の災害の発生傾向やその特徴を考慮し、適切な情報伝達手段を整備する必要がある。

(2) 地域の特色の分析

地域の災害の発生傾向やその特徴を考慮した上で、地域の実状については種々の観点から分析を行い、特に以下の事項について留意することが必要である。

- ・ 地勢
海岸地域、山間地域、平野等
- ・ 土地利用の状況
住宅地（戸建て住宅、マンション）、工業地域、繁華街、山間集落等
- ・ 情報伝達に特に留意する場所
集客施設、病院、学校等
- ・ 情報の受け手の属性
住民、昼間にしかいない人、観光客等一時滞在者、通過交通、高齢者、若年者等

(3) 多様な情報伝達手段の特徴の把握

災害情報伝達手段を多様化する際には各伝達手段の特徴を把握し、上記の地域特性を踏まえた組み合わせを選択することが必要である。主な情報伝達手段の特徴は別添1のとおりであり、これらの特徴を良く踏まえた上で具体的な整備を進める必要がある。

(4) 長期的な展望による整備

多様な災害情報伝達手段を整備するには多くの費用が必要となることも想定され、複数年度で整備が行われることが考えられる。また、検討事項について、各市町村が課題の分析を容易に行えるよう、標準的なチェックリスト（別添2）を作成したため、整備を進める上で活用されたい。

2 情報伝達手段の多様化・多重化に係る先進的な事例について

情報伝達手段については、近年の急速な情報通信技術の発展とともに、種類が多様化しているところである。住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、この動向を常に注視しつつ進めることが必要である。消防庁において把握している先進的な事例（別添3）整備を進める上での参考とされたい。

3 その他

これら、災害情報伝達手段の多様化・多重化に係ることについては、「災害情報伝達手段の整備に関する手引き（住民への情報伝達手段の多様化実証実験）（平成25年3月 総務省消防庁防災情報室）」として都道府県に配布済みであるが、同じ物を消防庁のHPにもアップしている（別添4）ので、整備を進める上での参考とされたい。

多様な情報伝達手段の特徴

1 防災行政無線（同報系）

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網。市町村は、公園や学校等に設置された屋外拡声子局や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達するのに有効である。防災行政無線（同報系）の特徴は、次のとおり。

- ・音声による情報伝達が中心となるので、屋外拡声子局のみで情報伝達を行い場合、豪雨等の気象条件によっては住民への伝達が困難になる可能性が高い。
- ・住民に確実に情報を伝達する場合は、戸別受信機が効果的である。
- ・デジタルの場合は双方向通信が可能（アナログの場合は一方向）。
- ・自営の無線網となるため、輻輳の危険性が低い。
- ・子局のスピーカーを高性能なものとして、長距離に伝達可能。

2 MCA無線

複数の免許人が複数の周波数を共用するシステムとして、総務省から認可を受けた事業主体が運用する移動通信系システムである。防災行政無線（同報系）の代用システムとして活用することが可能。MCA無線の特徴は、次のとおり。

- ・市町村ではシステムを構築する必要が無く、利用料なので比較的安価。
- ・一通話あたりの通話時間に制限がある。
- ・通信要求の集中時にはその要求に応じ得ない場合がある。
- ・双方向通信が可能である。
- ・都市部及び幹線道路沿いを中心に通信可能エリアを設定しているため、通信可能エリアではない場所もある。

3 防災行政無線（移動系）

市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等を結ぶ無線網。災害時における市区町村の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達等に利用される。防災行政無線（移動系）の特徴は、次のとおり。

- ・防災機関内での情報伝達（共有）が目的。
- ・双方向通信が可能。
- ・自営の無線網となるため、輻輳の危険性が低い。
- ・当該無線網を同報系的に利用することも可能。

4 緊急速報メール

事前に指定したエリア内の携帯電話に対して一斉に情報を配信する。現在、NTT ドコモ、KDDI 及びソフトバンクのいずれについても契約を行っている地方公共団体は約 1300 となっており、全国の整備率は約 75%となっている。緊急速報メールの特徴は、

次のとおり。

- ・指定したエリアに存する携帯電話等にメールで一斉送信。
- ・どれだけの端末が受信したかを送信側で把握できない。
- ・緊急速報メールに対応した携帯電話等を有する者には伝達。
- ・各自治体は携帯電話の会社ごとに契約の必要あり。
- ・導入費、運用経費は無料。
- ・基地局の耐災害性は通信会社の対応による。

5 コミュニティFM

生活情報、行政情報、災害情報及び福祉医療情報等地域に密着した情報を日常的に提供するFM放送。コミュニティ放送は、地域内での防災情報、災害時の生活情報を伝える役割は重要となっており、自治体と協力して、それらの情報を放送する協定を結んでいる放送局もある。また、緊急時に、自治体から発信する緊急情報について、コミュニティ放送に割込ができるように、緊急割込装置を設置している放送局もある。コミュニティFMの特徴は、次のとおり。

- ・超短波放送用周波数で空白領域がある場合、コミュニティ放送局の申請が可能となる（首都圏、関西圏では新規の免許取得が難しい。）。
- ・インターネット網を用いた放送が可能。
- ・コミュニティ放送局と市町村が協定を結ぶことにより、市町村から自動で情報を配信することが可能。
- ・東日本大震災においては、避難所への情報提供等で一定の効果があつた。
- ・放送であるため、通信のように輻輳する心配がない。
- ・受信するにはFMラジオ等が必要。

6 ケーブルテレビ

ケーブルテレビは、地上系テレビジョン放送の難視聴解消のための再送信を中心とした補完的メディアとして誕生したものであり、そのネットワークを用いて災害情報等を伝達することができる。ケーブルテレビの特徴は、次のとおり。

- ・有線ネットワークであるため、地震等で断線の可能性がある。
- ・無線のネットワークよりも容量が大きいものを容易に送ることが可能である。
- ・双方向通信が可能であるため、地域の映像等を放送しているケースが多い。
- ・ネットワーク網を維持するために電気が必要であるため、停電に弱い。

7 IP告知

IP網により情報伝達をする手法。通常はブロードバンド回線を利用する。有線放送に類似した放送であるが、中には、放送に該当しないサービスもある。基本的にケーブルテレビ放送と類似している。IP告知の特徴は、次のとおり。

- ・有線ネットワークであるため、地震等で断線の可能性がある。
- ・無線のネットワークよりも容量が大きいものを容易に送ることが可能である。
- ・双方向通信が可能であるため、地域の映像等を放送（ケーブルテレビ）している

ケースが多い。

- ・ネットワーク網を維持するために電気が必要であるため、停電に弱い。
- ・専用の受信端末が必要である。

8 インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等）

市町村発の情報を通常のインターネット網等を用いて、HPにアップしたり、ツイッター、フェイスブック等により住民向けに情報を発信する。光ファイバー等の有線方式とWiMax等の無線方式がある。インターネットの特徴は、次のとおり。

- ・通常のインターネット網を用いるため、耐災害性については、自治体で整備できない（通信事業者の対応による。）。
- ・中でも有線網を用いる場合は、耐災害性に不安が残る。（大容量の情報伝達には有効。）
- ・受信するにはPC、スマートフォン等が必要。
- ・無線の場合は基地局が必要（高出力のものでカバー範囲は半径10km）。

チェックリスト案

| 項目 | 質問内容 | 備考 |
|---------------|--|---|
| 自治体の特性について | 地域の状況を把握されていますか？ | 地勢、土地の状況、特に留意する場所等を把握しているか。 |
| | 起こりうる災害を把握されていますか？ | 地勢、過去の歴史等から、その自治体で起こりうる災害を把握し、まずは、その災害対応に即したシステムを考えているかの確認。 |
| 情報伝達の全体像の把握 | 業務を中心として、情報伝達の全体像をどう把握していますか？ | 情報の入口から出口までの流れを災害ごと(入る情報の種類ごと)に整理を行う。 その際にどういった対応をするのか(業務)を中心に整理することが必要。 |
| 保有している伝達手段 | どのような情報伝達手段を保有していますか？ | 保有している情報伝達手段の一覧を回答してもらう。 |
| 耐災害性 | 伝達手段の耐災害性を考慮していますか？ | 定性的な問い。明確な回答を求めているわけではない。 |
| | 耐震性のある場所に設置されていますか？ | 建物の耐震性、機器の耐震措置について回答。 親局、中継局、子局それぞれについて。 |
| | 浸水対策はなされていますか？ | 各市町村のハザードマップでどのように分類されている位置に設置しているのか。 想定を上回る位置に設置しているのか。等 |
| | 停電対策はなされていますか？ | 親局、中継局、子局それぞれについての停電対策を回答。 |
| | 非常電源の確保はできていますか？ | 有無を回答。 |
| | どのくらいの停電に対応できますか？ | 時間を回答。 |
| | 想定を超える長期の停電への対応について考慮されていますか？ | 定性的な回答。 |
| 伝達範囲・対象 | 情報伝達を行う職員が安全な場所から行えるよう配慮していますか？ | 職員が安全な場所から情報伝達を行えるか、職員の身に危険が及ぶときの待避ルール等。 |
| | 管轄区域内に所在するできるだけ多くの者への伝達に配慮していますか？ | 市内をブロック(繁華街とか住宅地とか)ごとに分析してそれぞれのブロックにどのように情報伝達をしているのかという回答。 |
| | 高齢者や災害時要援護者への伝達に配慮していますか？ | ブロックだけでは整理がつかないので、スポット的にどう情報伝達を行うのかという回答。 |
| | 大規模集客施設、公共施設等への伝達に配慮していますか？ | ブロックだけでは整理がつかないので、スポット的にどう情報伝達を行うのかという回答。 |
| | 一時滞在者や通過交通への情報伝達に配慮していますか？ | ブロックだけでは整理がつかないので、スポット的にどう情報伝達を行うのかという回答。 |
| 聞こえ方への配慮 | 避難所となる場所に対する情報伝達手段を考慮していますか？ | ブロックだけでは整理がつかないので、スポット的にどう情報伝達を行うのかという回答。 |
| | 荒天時の伝達に配慮がなされていますか？ | 台風が来ているときや大雨が来ているときの情報伝達に関してどう考えているのかを回答。 |
| 災害フェーズの考慮 | 難聴地域(屋外拡声子局を使う場合)などの把握を行い、対応策が講じられていますか？ | 情報伝達の全体像をどう押さえているのか、BGMで届かない地域をどうしているのかを回答。 |
| | 災害のフェーズ(災害前、発災直後、応急対応期(救助・救援)、復旧・復興期(被災者支援))に応じた伝達手段を準備していますか？ | 災害フェーズごとでの情報伝達をどう整理しているのかを回答。 |
| 情報伝達の円滑化 | 情報の伝達手段の操作手順等について効率化、省力化等がなされていますか？ | |
| | 現状の情報伝達手段を現状の人員・体制で円滑に運用できますか？ | 足りない場合はどう工夫しているのかという回答。 |
| | 情報伝達手段とのJアラートとの連携・自動起動を行っていますか？ | Jアラートにより自動起動をしている情報伝達手段の一覧を回答してもらう。 |
| 休日・夜間における対応 | 夜間、休日における情報伝達に配慮していますか？ | 24時間対応ではない部署は24時間対応の部署と連携すること。 |
| 不測の事態への対応 | 情報伝達システムに不具合が生じた場合の代替的な手段の検討がなされていますか？ | 最終的には職員が走って伝達となるか。 |
| | システムが誤作動してしまった場合を想定して、リスク分散をしていますか？ | |
| | システムが誤作動して住民に誤った情報が伝達された場合の住民、事業者等への連絡体制を整理していますか？ | 事業者とからむ場合は連絡窓口を設定しておくこと。 |
| 情報伝達手段の住民への周知 | 情報伝達手段を事前に住民に周知していますか？ | |
| | 情報伝達手段の短所・長所を住民に周知していますか？ | さらに一歩踏み込んだ広報が必要。 |
| 訓練 | 情報伝達に関する訓練を実施していますか？ | 訓練自体は1回/年程度で十分か。 |
| 点検 | 機器の点検やメンテナンスの体制はしっかりしていますか？ | メンテナンス体制を回答。 機器については、どの程度の頻度で点検を行っているのか。 |
| | 機器の導通の確認はしていますか。実際に起動させる確認はしていますか？ | 導通確認、実際に起動させる放送等は1回/日程度か。 |
| 総合評価 | 情報伝達手段をどのように評価しますか？ | |
| | 情報伝達手段に関する具体的な改善点はありますか？ | |

情報伝達手段の多様化・多重化に係る先進的な事例

1 高性能スピーカー（東京都江東区ほか）

東京都江東区においては、商業エリアの防災行政無線（同報系）に、高性能スピーカーを設置している。一般的なスピーカーでは、スピーカー間の干渉、あるいは建物や山などの反射によって伝わりづらいという特性があるところ、高性能スピーカーはそのような特性を抑えて、広範囲に明瞭な音声で伝達することを可能としている。

2 商業施設運営者等との連携（東京都豊島区）

東京都豊島区においては、商業施設運営者と連携し、災害情報の伝達を行っている。商業施設内、駅構内等においては、自治体からの情報伝達手段で災害情報伝達を行うことは難しい特性があることから、自治体から商業施設等に対して災害情報の伝達を行い、商業施設等が設置しているスピーカー（館内放送）、デジタルサイネージ等を通して、住民の方に情報伝達を行っている。

3 マンション、学校等の館内（校内）放送との連携（東京都江東区ほか）

東京都江東区等においては、マンション、学校等の館内（校内）放送と連携し、災害情報の伝達を行っている。マンション、学校等の密閉性の高い建物の中の方に対して情報伝達を行う場合、それらの施設の放送と連携を行うことが最も合理的であることから、建物の所有者、管理者等と協議を行い、建物の設備を活用することにより、建物内の方に対して情報伝達を行っている。

4 複数メディアへの一括配信（宮城県気仙沼市ほか）

複数の自治体で、災害情報を複数メディアへの一括配信を行っている。災害情報の伝達のために複数メディアを準備したとしても、災害時に、メディアごとに情報伝達の操作を行うことは難しい。それらを踏まえ、災害情報を一括で管理し、一括配信を行っている。

5 デジタルサイネージ、表示灯等との連携（千葉県旭市ほか）

千葉県旭市等では、デジタルサイネージ、表示灯等と活用して、災害情報の伝達を行っている。災害時要援護者の中には音声で災害情報を受け取ることが難しい方がおられることや、繁華街、車中等に対しては、音声よりも文字等で情報を伝達することが有効であることから、災害情報を受け取る方の特性、音声での伝達が難しい地域等の特性を踏まえ、音声にデジタルサイネージ、表示灯等を併せて災害情報の伝達を行っている。

6 港区防災アプリについて（東京都港区）

東京都港区は、スマートフォン向け防災アプリ「港区防災アプリ」を平成25年9月から無料配信し、津波による浸水深の3Dイメージ画像や、津波ハザードマップ等

の防災関連情報の提供を始めている。アプリはGPS機能と連動すること、利用者の現在地を踏まえた情報を配信が可能で利便性に優れている。現在、iPhone 及び Android スマートフォン向けに配信されており、今後、英語・ハングル・中国語版での配信も予定している。在住・在勤・在学及び来街者の方々に災害に対する備えとして活用が期待できる。

災害情報伝達手段の整備に関する手引き（住民への情報伝達手段の多様化実証実験）
平成 25 年 3 月 総務省消防庁防災情報室

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList_jouhou.html

消防防災

ホーム > 消防防災 > 情報通信

消防防災

情報通信

防災行政無線について

119番緊急通報について

情報通信に係る通知等

災害情報伝達手段の整備に関する手引き(住民への情報伝達手段の多様化実証実験)

住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験報告書

岩手県釜石市、岩手県大槌町、宮城県気仙沼市、千葉県鎌倉市、東京都江東区、東京都豊島区

新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合に係る実証試験最終報告書

消防防災

救急救助

消防防災

消防：消防活動、消防制度、消防団など

情報通信

消防広域化推進関係資料

防災、特殊災害、自主防災組織など

災害時要援護者対策

防災拠点となる公共施設の耐震化促進資料(耐震化促進ナビ)

災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会

消防統計(お知らせ一覧(分野別))

カテゴリから探す

消防防災

救急救助